

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 2 月 15 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 松浦 幸雄

群馬県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の見出し中「平成22年度」を「平成22年度及び平成23年度」に改め、同条中「平成22年度」を「平成22年度及び平成23年度」に、「若しくは附則第16条」を「、附則第16条、附則第17条若しくは附則第18条」に改める。

附則第15条中「平成22年度において、」を「平成22年度における」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

（平成23年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第17条 平成23年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条中「被保険者（前条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2、第 2 号及び第 4 号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の 5」とあるのは「10分の 9」とする。

（平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第18条 平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の 7」とあるのは、「20分の 17」とする。

2 前項の規定は、平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第 1 項第 1 号の 2 の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。